

課所 4—25

平成11年12月24日

国 税 局 長 殿
沖縄国税事務所長

国 税 庁 長 官

所得税基本通達の一部改正について（法令解釈通達）

昭和45年7月1日付直審（所）30「所得税基本通達の制定について」の一部を下記のとおり定めたから、これによられたい。

記

- 1 本文中の拗音（や、ゅ、よ）及び促音（つ）のうち法令引用以外の部分を小書きに改める。
- 2 別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を

「改正後」欄のように改める。

(注) 別紙には、この法令解釈通達により新たに取扱いを定めたもの及び既往通達につき表現を改めたものについてはその全文を掲げ、単に法令改正に伴う引用条文等を改めたもの及び通達番号を改めたものについてはその改正箇所のみを掲げることとした。

別 紙

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>法第2条(定義)関係</p> <p>[減価償却資産(第19号関係)]</p> <p>(出漁権等)</p> <p>2—19タクシー業のいわゆるナンバー権のように.....</p> <p>(注)</p>	<p>法第2条(定義)関係</p> <p>[減価償却資産(第19号関係)]</p> <p>(出漁権等)</p> <p>2—19タクシー業のいわゆるナンバー権、内航海運業のいわゆる <u>建造引当権</u>のように.....</p> <p>(注)</p>
<p>法第24条(配当所得)関係</p> <p>(株式等の譲渡による所得がある場合の負債の利子)</p> <p>24—6(以下24—6の2までにおいて「株式等に係る譲渡所得等」という。)又は法第22条(課税標準).....</p>	<p>法第24条(配当所得)関係</p> <p>(株式等の譲渡による所得がある場合の負債の利子)</p> <p>24—6(同法第37条の11第1項《上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税》の規定の適用を受けるものを除く。以下24—6の2までにおいて「株式等に係る譲渡所得等」という。)、<u>同法第37条の11第1項の規定の適用を受ける所得</u> (以下24—6の2までにおいて「上場株式等に係る譲渡所得等」という。)又は法第22条(課税標準).....</p>

株式等を取得する ために要した負債× の利子の総額	配当所得の収入金額
配当所 その利子の額を差し引く前の株式等に 得の収+係る譲渡所得等の金額及び総合課税の 入金額 株式等に係る事業所得等の金額	

(配当所得の収入金額を超える負債の利子)

24—6 の 2 その超える部分の金額を、

株式等を取得する ために要した負債× の利子の総額	配当所得の収入金額
配当所 その利子の額を差し引く前の株式等に 得の収+係る譲渡所得等の金額及び総合課税の 入金額 株式等に係る事業所得等の金額	上場株式等に係る 譲渡所得等について 措置法第37条の 11第4項の規定に より計算した譲渡 利益金額

(配当所得の収入金額を超える負債の利子)

24—6 の 2 次の算式により計算した金額を、

24—6 に掲げる算 式により計算した 金額のうち、配当 × 所得の収入金額を 超える部分の金額	その利子の額を差し引く前 の株式等に係る譲渡所 得等の金額及び総合課 税の株式等に係る事業所得等の金額	その利子の額を差し引く 前の株式等に係る譲渡所 得等について措置法 第37条の11第4項の規 定により計算した譲渡 利益金額

法第23条から第35条まで（各種所得）共通関係

(株式等の譲渡による所得の所得区分)

23～35共—11 次の(1)及び(2)に掲げる株式等

法第23条から第35条まで（各種所得）共通関係

(株式等の譲渡による所得の所得区分)

23～35共—11 次に掲げる株式等

改	正	後	改	正	前
<p>(1)</p> <p>(2) 次に掲げる株式等以外の株式等の譲渡による所得</p> <p>イ 証券取引法第2条第11項に規定する証券取引所（以下この項において同じ。）に上場されている株式等</p> <p>ロ 店頭売買登録銘柄として登録された株式（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第2条第13項に規定する投資口を含む。以下この項において同じ。）</p> <p>ハ 店頭転換社債</p> <p>ニ 店頭管理銘柄として登録された株式</p> <p>ホ 証券業協会の定める規則に従い、登録銘柄として証券業協会に備える登録原簿に登録された日本銀行出資証券</p> <p>ヘ 証券取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国有価証券市場において売買されている株式等</p> <p>(注)1 店頭転換社債とは、転換社債で、証券業協会が、その定める規則に従い、登録したものという。</p> <p>2 店頭管理銘柄として登録された株式とは、店頭売買登録銘柄としての登録が取り消された株式のうち、証券業協会が、その定める規則に従い登録したものという。</p>			<p>(1)</p> <p>(2) 証券取引法第2条第11項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして措置法令第25条の9第1項（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税）に規定する株式等以外の株式等の譲渡による所得</p>		

法第36条《収入金額》関係

[収入金額の収入すべき時期]

(配当所得の収入金額の収入すべき時期)

36—4

(1)商法第293条ノ5第1項《中間配当》又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第102条第1項《中間配当》の規定による金銭の分配に係る取締役会の決議又は取締役の決定において、特にその決議又は決定の効力発生日.....

(2)

(3)

イ

ロ

ハ

ニ

ホ

(4)

法第48条《有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法》関係

(有価証券の種類)

48—1おおむね証券取引法第2条第1項第1号から第11号まで(第9号を除く。)の各号ごとの区分によるものとし、外国又は外国法人が発行するもので同項第1号から第6号まで、第7号の3又は第8号の性質を有するものは、これに準じて区分する。

ただし、転換社債又は新株引受権付社債は、同項第4号の社債とはそれぞ

法第36条《収入金額》関係

[収入金額の収入すべき時期]

(配当所得の収入金額の収入すべき時期)

36—4

(1)商法第293条ノ5第1項《中間配当》の規定による金銭の分配に係る取締役会の決議において、特にその決議の効力発生日.....

(2)

(3)

イ

ロ

ハ

ニ

ホ

(4)

法第48条《有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法》関係

(有価証券の種類)

48—1おおむね次に掲げる区分によるものとする。この場合、外国若しくは外国法人の発行する有価証券と國若しくは内國法人の発行する有価証券又は円貨建ての有価証券と外貨建ての有価証券は、.....